



2024年8月9日

各位

会社名	Recovery International株式会社
代表者名	代表取締役社長 柴田 旬也 (コード番号：9214東証グロース)
問合せ先	経営管理部部長 高橋 正人 (TEL：03-5990-5882)

損害賠償請求訴訟における上告の棄却と判決の確定（勝訴）のお知らせ

当社は、2023年9月19日付「損害賠償請求訴訟（控訴審）における勝訴判決のお知らせ」にて開示しましたとおり、食物誤嚥による窒息で死亡した元利用者の遺族（以下「原告」といいます。）より提起されました介護事故損害賠償請求訴訟につきまして、2023年9月14日に東京高等裁判所より原告の請求をいずれも棄却する旨等を内容とする判決の言い渡され、当社の勝訴となりました。

その後、最高裁判所に対し、上告提起及び上告の受理の申立てがなされておりましたが、この度2024年8月7日に最高裁判所が上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされたと通知を受け、当社の勝訴が確定となりましたのでお知らせ致します。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 裁判所 | 最高裁判所 |
| (2) 決定日 | 2024年8月7日 |

2. 訴訟の原因及び本件決定に至る経緯

当社は、食物誤嚥による窒息で死亡した元利用者の遺族から2019年4月に、損害賠償金及び慰謝料の合計110万円超の支払いを求めた訴訟を提起されておりましたが、2022年10月17日、東京地方裁判所は判決を言い渡し、原告の請求は棄却されました。

本判決に対し、元利用者の遺族はこの判決を不服として、2022年10月21日に東京高等裁判所へ控訴を提起しておりましたが、2023年9月14日、東京高等裁判所は判決を言い渡し、控訴人の請求は棄却されました。

本第2審の判決を不服として、元利用者の遺族より最高裁判所に対し、上告提起及び上告の受理の申立てがなされておりました。

3. 本件上告等を行った者

- | | |
|--------|-------------|
| (1) 氏名 | 元利用者の遺族（3名） |
| (2) 住所 | 東京都品川区 |

4. 決定の内容

- 本件上告を棄却する。
- 本件を上告審として受理しない。
- 上告費用および申立て費用は上告人兼申立人らの負担とする。

5. 今後の見通し

本決定による当社業績への影響はありません。

以上